

西区乳幼児健康診査未受診者対策連絡会設置要領

(設置)

第1条 大阪市西区における乳幼児健康診査未受診者家庭について、西区役所の関係課が福祉サービスの受給状況等の関連情報を集約することにより、家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に、西区乳幼児健康診査未受診者対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健診未受診家庭に係る福祉サービスの受給状況等関連情報の共有及び収集に関すること
- (2) その他必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 連絡会は、次に掲げる担当の職員をもって構成する。

- (1) 保健福祉課
- (2) 窓口サービス課

(運営)

第4条 連絡会は、保健福祉課長が必要に応じ構成員を召集して行う。

2 緊急事案の対応などの際には、当該事案担当課の関係者で連絡会を開催することができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、保健福祉課において行う。

(報告)

第6条 虐待発生のリスクが高いと判断した場合は、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に報告する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営等に関する事項は、連絡会で協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。